

飲食物等を出店される場合の申請について

大会等において飲食物を提供するためキッチンカー等を出店する場合、以下の手続きが必要となります。

1 出店手続の流れ

下記2の書類を出店の2週間前までに中央公園事務所まで提出してください。提出された書類を確認後、当事務所より振込依頼書・行為許可証を送付しますので、指定期日までに行為使用料の振り込みをお願いします。

2 中央公園への届出

① 都市公園内の行為許可申請書

(URL: <https://www.akisouko.com/chuo/info4.html>)

出店の2週間前までに、中央公園事務所へ申請が必要です。申請の際、販売物品一覧(品名と金額を記載したもの。)、販売個所図を添付してください。

なお、申請は出店1台ごとに必要です。

② 営業許可証の写し

保健所から各出店者へ発行される営業許可証の写しを、行為許可申請書と同時に提出してください。間に合わない場合、出店前までに確実に中央公園事務所までメール・FAX 等で提出してください。

3 消防署への届出

① 露店等の開設届出書

秋田市消防本部のホームページからダウンロードし必要事項を記載の上、秋田南消防署雄和分署へ提出してください。

提出後、受付印が押印されたものの写しを中央公園事務所まで提出してください。また、出店当日のキッチンカー営業前に立ち入り検査が必要となります。

4 出店料金

出店にかかる料金は、販売スタッフ1人につき1日890円となります。

(例:販売スタッフ2人で2日間出店する…890円×2人×2日=3,560円)